

意見内容（趣旨）

1 意見内容（趣旨）

No	項目	意見内容（趣旨）
1	条例名称等	改正後の条例の名称は、「法施行条例」ではなく今まで通り「個人情報保護条例」としてほしい。基本理念を後退させることのないよう静岡市の理念・姿勢を明らかにすること。基本理念の中身として、憲法に保障された基本的人権や、自己情報のコントロール権を明確に規定してほしい。住民情報に対する静岡市の管理責任の明確化、一方で住民の権利の明確化を求めます。
2	条例要配慮個人情報	静岡市でも「被差別部落」「沖縄出張者」「在日朝鮮人」など名前を秘して暮らしている人々について寝た子を起こす差別事象を時々耳にします。むしろ「条例要配慮個人情報」を規定して注意喚起し、管理に万全を期してください。
3	審議会	改正個人情報保護法によれば、審議会を開く要件について「地方公共団体の施策等で個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める時は、審議会に諮問することができる」とあります。「何が専門的な知見」であり何を「特に必要」とするかは各地方自治体が判断することです。同法以外の法令による諮問や、匿名加工情報の外部提供の可否基準について「審議会」を開き判断することは重要です。審議会の果たす役割や行政監視機能の明確化を求めます。議会が付帯決議という方法でもよいので「審議会」の重要性を明らかにしてほしい。
4	審議会	個人情報保護委員会の「ガイドライン」では、「個人情報の取得・利用・提供・オンライン結合等について典型的に審議会へ諮問を要件とする条例は定めてはならない」と制約をしています。法の解釈は自治体に委ねるべきです。市長が「審議会」に意見を聴くこと、それにより方針を決めることは否定されるべきものではありません。従来から諮問してきた事項を「審議会」に報告し、審議委員が必要と判断した場合、調査・審議し市長に進言できるよう静岡市の新「条例」に規定することを求めます。
5	審議会	個人情報の目的外利用や第三者への外部提供については、改正個人情報保護法の成立にあたり、その要件である「相当の理由」「特別の理由」の認定を厳格に行い、その判断の適否は個人情報保護委員会が監視すると付帯決議がされました。しかし一方でガイドラインや「Q&A」では、「相当の理由」「特別の理由」に該当するか否かの判断を審議会に諮ることは認められないとしています。国の保護委員会が1700以上ある自治体のすべてを監視することなど到底できません。したがって、「審議会」に報告し判断を仰ぎ、または市民の意見を聴く仕組みを創設してください。どこに外部提供されたかもわかるよう個人情報ファイル簿に記載し、市民が閲覧できる仕組みの創設を求めます。第三者への情報提供には、特段の配慮が必要です。
6	審議会	個人情報保護委員会のガイドラインでは、「オンライン結合に特別な規制を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定」など条例で独自の規定を設けることは許容されないとしています。オンライン結合にあたっては「審議会」や「技術や制度に精通した専門家」による検証を行うとともに、結合先に対する調査や要請が行えるよう「新保護条例」に規定を設けるよう市議会が修正してください。

意見内容（趣旨）

No	項目	意見内容（趣旨）
7	その他	<p>情報は原則本人から収集するように努めてほしい。改正個人情報保護法には、個人情報の保有の規定はありますが、本人から収集することを定めた規定はありません。本人収集原則は、市民の「どこから収集した情報なのか不安」を払拭し、訂正要求や利用停止請求を容易にします。そのことは同時に市民から市への信頼につながります。</p>
8	その他	<p>改正個人情報保護法で取り扱う情報は「生存する個人に関する情報」となりました。例外として「遺族等、生存が確認できる個人を識別できる場合に限り情報開示請求の対象となる」としています。相続人から、遺族の権利行使にかかわる場合に情報開示請求は可能と解釈できます。今後、静岡市もそうなるのでしょうか。しかし、いじめ事件で自殺者がでた、安全管理に落ち度があったのではと疑われる死亡事故が起こった、など刑事事件になりにくい、社会問題になっている問題など検証が必要な場合、どの程度まで情報開示が可能なのでしょうか。聞くところによると、「個人情報保護条例」とは別の条例を制定し「情報開示」の範囲を定めることが可能なのではないかとの知見があります。静岡市が、今条例の改正に際し「死者の情報開示」に関して前向きな方針提起を行うよう議会が行動されるようお願いします。</p>